

## 第4回茨城県地域防災計画改定委員会 原子力災害対策検討部会

- 1 日 時 : 平成24年11月27日 10:00～
- 2 場 所 : 茨城県産業会館
- 3 出席者 : 藤城委員長 野村委員 土屋委員 福長委員  
村上委員 三木委員 赤塚委員 柳橋委員（代理）  
（順不同）
- 4 結 果 : 各委員からの原子力防災に係る主な意見は別紙のとおり

#### ○藤城委員長

前回、第3回ですが、2月に開催されまして、それから大分時間がたっております。この間、大分状況が変わってまいりまして、皆さんご案内のとおり、6月には原子力規制委員会を設置する法律が制定されまして、それに基づき9月から、規制委員会とその事務局を果たす規制庁もあわせて新しい体制がスタートされたわけですが、その活動と関連しまして国の防災基本計画も改定され、また、その中で政府の原子力災害対策強化がいろいろたわれておりまして、特にオンサイトの対策、オフサイトの対策など区分けして、防災対策強化のためのいろいろな提案がそこに盛り込まれた状況でございます。

また、具体的な技術的・専門的な事項につきましては、規制委員会が中心になって、いろいろな検討を行った中で新しい防災指針が10月末に策定されました。その中では、大体の枠組みとしてこういう方向で行くというのが、それは、その前の安全委員会でのワーキンググループでいろいろ検討されました3月時点の中間報告を踏まえての検討だと思いますが、いろいろな内容を盛り込んだ規制の指針がつけられたわけですが、ただ、その中には、UPZとかPAZ、あるいはEAL、OILを取り入れるという記載はありますが、まだ具体的にそういうのは、特にOIL、EALなど新しい体制のベースとなるような具体的な基準、あるいはモニタリングですとか医療関係ですとか、まだまだこれからの検討課題ということを積み残したといえますか、これからの作業として書き込んだ形での指針がつけられたわけでございます。

したがって、一定の方向性は示されたわけで、それに基づいて作業は進めなければならない状況になっているとは思いますが、そういった積み残しの、つまり、これから出てくるようなものもあるという状況の中で今回の検討を行うわけでございます。

そういったところで、この議事次第にもありますように、今回は3月以降の状況をまず整理をしていただきまして、それをベースに茨城県の地域防災計画をこれからも、今、多分事務局のほうで作業を進めているところかと思いますが、これに対してどういう方向でいくべきかということについていろいろご意見をいただいて、作業に役立てていくということが今回の趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この議事次第に従って進めさせていただきたいと思っております。

まず、今申し上げましたように、今日の議題は、原子力災害対策に係るこれまでの動きについてということの整理と、地域防災計画の見直しの方向性についてということでございます。

#### ○事務局（議題1 原子力災害対策に係るこれまでの動きについて）

#### ○村上委員

今の報告ですと、3月中までには原子力災害対策計画を地域防災計画の中で策定していきたいというふうにとったのですが、まず1点目は、東海第二発電所については、今の段階では再稼働するかどうかということについては是非が問われている段階でありますし、

今度の原子力災害対策指針というものは、国が出してきたのは、いわゆる基本的には原子力発電所の事故に関してのものが改定されたと思うのですが、それ以外のものについては改定はされていないと見ておりますが、そうした場合、東海第二発電所の場合は、まだ再稼働するかどうかということについては決められていないといえますか、それが議論の最中であるということでありまして、その点においては、この原子力災害対策計画というものも、どのように設定していくかということとは2通りあると私は思うのです。再稼働を前提にするのかどうかということと、現状、これは運転停止状態のままでありまして、原発に関しましては、問題は使用済み燃料があるという点であります。使用済み燃料の場合ですと、メルトダウンに至るまでには大体時間的には4、5日ぐらいの時間的な余裕がある。

一方、原子炉内でのメルトダウンという、福島第一の経験から言いますと、8時間から10時間ぐらいの間にメルトダウンが始まるということがありますが、そういう場合から言いますと、茨城県においての原子力災害での地域防災計画を立てるといのは、3月末までに立てなければならぬという状況ではないような気が私にはしております。

まずは、やるとすれば、使用済み核燃料のプールが破損したりして、メルトダウンが使用済み核燃料において起きる、それで考えていくというのが筋なのかなと私は思っておりますし、そのあたりどうするのかということについてご意見、お考えをお聞きしたいと思っております。

第2点目は、いわゆる福島原発事故をモデルといたしましての放射性物質の拡散シミュレーションというのを示されました。これをどう読むのか、どう見るのか、1週間の間に100mSvを浴びるといふ地点が18キロとか13キロと示されましたが、この数値をどう見るのだろうか。13キロ、18キロで対処すればいいという話ではないだろうと思っておりますし、そしてまた、前提が福島原発事故で77万TBqということをお前提とされているけれども、それは、あの福島原発事故をさらに過酷な状態で考えたときに、果たして77万TBqでおさまったのだろうか。その点では東海第二発電所で起きた場合は、ただ単に出力比でやるものかどうか。福島第一は1、2、3、4とあって、そこから出てきたということが前提で、基本的には1、2、3だね。そのやつを平均化したやつだと、あそこで2号機の場合は、あれが、あそこでおさまった。あれが格納容器が、あの一部分の破損ではなくて、あの全体が壊れたというときは、77万TBqではおさまらなかつただろうと思っております。1、2、3をあわせて平均化してしまつて、それで、それを東海第二の110万kwに当てはめた場合は、こうだというシミュレーションというものは果たして意味があるのだろうか。そういうことも考えたときに、18キロとか13キロというのは何の意味もなくなってくるのではないかと思いますし、アメリカのNRCは、福島原発事故の当初の段階で、そこから50マイル、80キロ以上を避難しろということを示しましたが、その点では、この拡散シミュレーションの意味というものは何の意味もないものであつて、その点では我々としてはどのように考えていくかということについて、まだ検討する必要はあるだろうと思いま

すので、その点について、ここで決めるという話ではありませんが、意見としては言っておきますが、その点について何らかのコメントがあれば、今の2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○藤城委員長

ご意見どうもありがとうございます。

2点、今ご指摘があったわけでありますが、1つは3月末までに策定するというのは、私の理解では、国のほうの指導でその目標が一応示されたことだろうと思うのですが、その辺、まずは県としてどうお考えになっているかというところをご意見いただきたいと思います。

○事務局

今、2点、村長さんからお話がありました。

1点目の3月までの改定の話ですが、やはり今委員長さんがおっしゃられたとおり、原災法が改正されて、一応、地方のほうも地域防災計画を3月18日までを目安に改定するという話になっておりますので、我々も、それを一つの目途に改定作業を進めていきたいと思います。

その際、村長さんがおっしゃられたように、メルトダウンの話とか、あるいは使用済み燃料の話とか、いろいろ条件が変わってくる話がたくさんございます。それらについては、今後この場でもご議論いただきながら考えなければいけないと思うのですが、特に避難計画に直結する話だと思うのですが、そこは、まだO I L、あるいはE A Lの具体的な基準も決まっていません。ですから、それらを見ながら議論を深めたいと思っておりまして、今回、3月までに改定するのは、現時点で可能な範囲で、とりあえずは改定させていただければと思っております。

国のほうも順次、具体的な基準も示すというお話もございます。それらを受けて、さらにこの場でご議論をいただいて、3月の改定以降も、順次改定する方向で進めていきたいと思っております。

もう一度申し上げますと、3月までに改定する内容としては、一応、現時点で我々としてできることを、とりあえず改定させていただければありがたいと思っております。そこは、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2点目の77万TBqで済むのかというお話もございました。これも、まさに東海第二発電所から事故があった場合に、どの程度の影響が出るのかということに直結しますので、ここも、この場のご議論を踏まえて考えていかなければいけないものだと思います。今すぐ我々として、13キロでどうのこうのという情報も持っていませんし、先だって出た拡散シミュレーションというのは、あくまで一つの目安だと理解しておりますので、それを金科玉条のごとく固定して考えるのではなく、もうちょっとフレキシブルに検討していきたいと思います。その際には、やはりこの部会でいろいろなご意見をいただいて、我々としては、それを踏まえて改定作業に入っていきたいと思っております。

○藤城委員長

ありがとうございました。

今、県からお答えをいただきましたが、特に2番目の村上村長のご質問は技術的なところも多少ありますので、防災計画を立てる上でのリスクの考え方について、もし何か専門的なところで、ほかに何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○村上委員

一番の問題は、1、2、3と3つの施設から放射性物質が出たわけです。それが48万kwとか60万kwとか数字は忘れましたが、それで、その中で2号機が一番出しているわけです。そのことをモデルにしないで、1、2、3で割って平均にしてしまって、だから、それで、あそこで3つ合わせれば200万kwだとか、その中で出たのが77万TBqだという平均化すること自体がおかしкаろうと思いますし、それを今度は110万キロ2分の1にするというのも全然おかしな計算をしていて、そのシミュレーションを立ててきたということもありますし、110万kwで本当に格納容器が全部吹っ飛ばよ、壊れましたよ、大破損しましたよ、そのときにはどれぐらいの放射性物質が出るのだろうか、それぐらいの計算は幾らでもできる話だと思っているのです。それにもかかわらず、そういう1、2、3を足して、それで出たもので平均化してしまっているというようなシミュレーションの立て方というのは非科学的だと思っているのです。私の意見です。

○野村委員

今回お出しになったものは、恐らく一つのケーススタディということで、こういう前提で計算してみたらこうだったという話であって、国の言い方としても、これでもって何かを決めるとかそういう話ではなく、あくまでも参考程度ですよということを多分ことわって出されたと思います。ですから、これに対しては、これからそういったものを目安にして、いろいろな議論の中で、それは一つのケーススタディですから参考になるかもしれないし、だから、そういう位置づけでよろしいのではないかと思います。あくまでも、その地域の防災対策をとる範囲としては、防災指針の中で言っていますように、いろいろな不確定要素があるから、PAZで5キロ、それからUPZの30キロといったものを、IAEAとかいろいろなもの、福島事故も踏まえて、そういったものを想定しておくのがよろしいのではないのでしょうかということ提示されており、それを前提にしてお考えになって、今後の検討の中で、今回出されたものは一つのケーススタディということで、横目に見ればよろしいのではないか。これについては、村長がおっしゃるように、いろいろな仮定を置けば、いろいろなデータが出てきますから、そういう位置づけでよろしいのではないかと思います。

○藤城委員長

ありがとうございました。

多分これからも、いろいろな議論があると思います。そして、日本だけではなく、IAEA等でもいろいろな議論がされているところがございますので、その辺は、これからの

いろいろな議論を踏まえて、今後の具体的に決める上での一つの参考として扱うということだという認識でよろしいと思います。

ほかにいかがですか。土屋委員，どうぞ。

#### ○土屋委員

このシミュレーションは本当に参考だと思うのですが，県のほうから規制委員会のほうに，もっとこういうグラフを出してほしいとか，こういうシミュレーションをやってほしいという要望を出されておられるのかどうか。例えば，ごく一般市民からすると，7日間で100m S vではなく，1年間で100m S vの範囲が知りたいと思うのが切実なる思いだったりするわけです。そういう要望であるとか，あるいは，今村長がおっしゃいましたが，地元の意見を踏まえたシミュレーションをやってほしいとか，そういうことを要望されたらどうかと思うのと，もう一つ，やはり防災計画というのは，規制庁は大きな方針は出しますが，実際非常に実効性の高いものをつくるのは，地元が本当にそれを実施できて初めてのことです，この規制委員会の方針が出る間までに，例えば県や市町村の意見を聞くような場，あるいは伝えるような場があったのかどうか，今後もあるのかどうか，そういう，やはりトップダウンで何でも決められるのではなく，実際使えるものをつくるために，ぜひ地元がどういうふうに活動できるのかということ伝えるような双方向のコミュニケーションをやっていただいて，計画や指針を出していただいたらいいのではないかと私は思うので，そういう試みはされておられるのか，あるいは実施されておられるのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それと，もう一つ，実は私は東海村で活動しているので，つい最近，住民の人はやはり防災計画をととても心配してしまして，どのぐらい村の検討が進んでいるのか説明を伺ったところなのですが，そのときに，この規制委員会の指針は県にしか説明されていなくて，関係する市町村には情報が伝わっていないという話があったので，県としても，やはり地元の各市町村さんにいろいろ情報を発信していただく，既にやっておられるのかもしれない。そういう密に国も県も市町村も連携をとりながらやっていく仕組みができるといいと思うので，そのあたりについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○藤城委員長

今，2点ご質問がありましたが，

#### ○事務局

まず，最初の，例えば1週間100m S vというものだけではなくて，もうちょっとという話だったかと思うのですが，会議等で我々も出席しておりまして，その際に，例えば50m S vに達する距離はどのくらいなのかとか，そういったもうちょっと具体的に幅広くデータを示してほしいという要望は出しております。

ただ，国のほうも今すぐ出すという感じではないのですが，おいおい対応していただけるのだとは思っております。引き続き，そこは我々としても国に働きかけていきたいと思っております。

それから、市町村、地元との関係で、2番目と3番目、似たところがあるかと思うのですが、実は我々としても、地域防災計画を作るに当たって、県だけではなく市町村も作らなければいけないわけで、そこは、ある程度すり合わせをすることが必要だろうと考えておきまして、災害対策指針が出る以前から、ある程度市町村のほうにもお邪魔をして、意見交換、あるいは情報交換をさせていただきました。

ただ、何せ具体的な中身が、まだその時点でははっきりしていなかった部分もあったので、具体的にこうしようということまではいっていませんが、情報交換はさせていただいております。

それから、もちろん今後もですが、いよいよ市町村のほうでも地域防災計画作りが本格化するわけですから、我々としてもお手伝いできる部分はお手伝いしていきたいと思えます。

あと、蛇足ですが、今回、UPZということで30キロ圏内というお話がありまして、それに伴って国のほうから、新たに30キロ圏内に含まれる市町村にも防災資機材を整備しようということになりまして予算がつきまして、我々のほうも9月に予算措置いたしました。それに基づいて新たに含まれる5市町村を対象に、テレビ会議システムとか、あるいは防災資機材といったものを整備することで準備しております。それらについても、やはり市町村さんと具体的にこういった資機材を、県が整備して、それをお貸しする形になるのですが、そういった打ち合わせもやっております、ある程度、十分ではないかもしれませんが、これまでも市町村と情報交換はさせていただいております。

○藤城委員長

ありがとうございます。

非常に大事な点だと思えますが、国が決めるのは大きな基本的なところであって、具体は、やはり地域がいろいろ検討していかなければならないところはありますので、その辺はよろしく願いいたします。

ほかに、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでの経過のまとめのところの議論は以上にしまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

この茨城県の地域防災計画の見直しでございますが、これは最初にも申し上げましたが、議論としては、まだ方向性の議論を、まずここでやるということでございますので、そういった形でのご説明とご意見をよろしく願いしたいと思います。

○事務局（議題2 地域防災計画見直しの方向性について）

○藤城委員長

ただいま現行の県の地域防災計画をベースにしまして、改定すべきところ、あるいは拡充したりすることについてご説明いただきました。

茨城県の防災計画は、これまでも、かなりしっかりした計画がなされてきておりますので、それをベースに、こういった現にある状況に合わせて強化していくことは重要で、そ

ういった形での作業ということではよろしいかとは思いますが、ただ、いろいろご紹介いただいた関係のところ、ご意見、その他技術的な点、いろいろな観点からご意見があると思いますので、その辺ご意見いただいて、これから作業に反映させていただくという意味で、どうぞご意見よろしく願いいたします。

#### ○村上委員

現在の今後の見直しということで、1、2、3章ということではありますが、そこまではそういうことかなということですが、今後の段階的に見直し事項として3点挙げられております。これは、国の検討結果に応じて見直しを行うという、国は、これをいつごろやるのでしょうか。この1、2、3、緊急時モニタリング、その避難・屋内退避等は、緊急被ばく医療云々について、これが出てこなければ完成した形には決してならないだろうと思うのだけれども、このあたり、いつごろ出てくるのだろうかということと、それから、今まで検討見直し事項ということを出されております。大体、大方いいと思うのだけれども、関係機関との連携というときに出てくるのが市町村という、茨城県内だけに限定されたお考えがどうもあるようなのですが、これは、やはりこうなると、福島原発事故の状況を見ると、他県とどういう関係をつくっていくかということも必要なのかなと、その2点をお聞きしたいと思います。

#### ○藤城委員長

ありがとうございます。国の動向について県として聞き及んでいる範囲でと思いますが、それとも一つ、他県との関係です。どうぞよろしく。

#### ○事務局

先ほどのご質問の第1点でございますが、先ほど資料1のほうで一番最後のページにございました今後のスケジュールという中で、一応、現在国のほうで示しているスケジュールといたしましては、緊急モニタリングに係る事項につきましては、モニタリングの指針の中間取りまとめをおおむね12月としておりまして、モニタリングの指針の取りまとめが3月ごろ、それから避難・屋内退避等に係る事項につきましては、特にその中でEAL、OIL等につきましては12月中に検討を終えて、12月末から1月の頭にはEAL、OILについて指針として書いて盛り込んでいきたいということ。

それから緊急被ばく医療につきましては、対応策の方向性の取りまとめを、おおむね12月に行って、詳細の検討につきましては、これはどうも年内に終わらなくて、3月以降にまでなってしまうということが、おおむね国から示されたスケジュールでございますので、モニタリング、それから避難・屋内退避等に係る事項について、その要素的な部分につきましては3月までには国が示す見込みでございます。

あと、情報の共有でございますが、確かに今申し上げましたように、県内の市町村、UPZ外の市町村ということでただいま申し上げました。やはり村長さんがおっしゃるように、最終的な広域的な避難というものを考えたときに、その近隣の都道府県への連絡も当然必要になってまいるかと思っております。これは情報の共有と併せて、あと、広域的な連携と



いいでしょうか応援といいでしょうか、そういうようなものとセットで今後また検討していきたく思っております。

○藤城委員長

そういうところでよろしいでしょうか。

どうぞ、赤塚委員。

○赤塚委員

避難計画のほうの関係なのですが、これは地域防災計画に、ある程度の要綱といったものは、また、県地域防災計画策定後、避難計画を各市町村が練ると思いますが、そういう避難計画といったものはできるのでしょうか。

○事務局

避難計画は、防災計画とは別ものだろうと思っております。ただ、防災計画の中で、各市町村、あるいは県は避難計画を策定するという整理はできます。ただ、その実態がどう動かすかというのが、具体の計画というのは、やはりO I Lとか、あるいは国の避難の指示といいましょうか、あるいは屋内退避を含めてだと思えます。そういうものが今後どのような形で発せられるかによって、大きく避難計画は変わると思うのです。どこにとどめておくかとか、あるいは30キロの外へ逃がすのかとか、いろいろあるかと思えます。それが実態性のあるものにするには、もう少し時間がかかるということで考えております。

○赤塚委員

避難計画で一番重要なことは、交通規制の関係と交通誘導の関係です。いわゆる中央道路にみんな集中してきますので、それをどう分散するかというのは、やはり避難計画であり、この地区はどことこの地区へ避難するのだという方向を示してもらわないと、必ず6号国道とか中央道路へ来てしまいます。それを分散化して交通渋滞が起こらないように、自治会なり常会なりに、この地区はここであったときは、どの地区の方面に避難するのだよということを確実に示しておかないと、パニック状態になって、全然道路が動かなくなってしまうのです。だから、避難計画を早目につくらないと、パニック状態になったときに、原子力施設に近接した自治会なんかから一斉に出てくるのか、30キロの圏内の原子力施設から離れた自治会から順にばつと出てくるのか、優先度合い的なものも計画に入れなくてはならないと思っております。

さらに、広報の関係で先ほど言いました災害時要援護者の関係です。これの情報が、個人情報保護ということで防災機関へ入ってこないのです。民生委員の方は知っていますよ。いざというときに、施設の中は施設者が管理しているからいいのですが、独居老人で身体不自由な方とか、目が弱い方とか、そういう人の把握が、防災機関ができていないと、自治会が不便なのです。常会の方は全部知っているわけですが、防災機関では名前とか何かを知るすべがないのです。それを今やっているのが龍ヶ崎市ですよね。個人個人のこういう方に希望調査をやって、名前を、同意を得て全部防災機関に報告しているのです。これは、ある程度、この情報は防災機関にはお知らせしますと書いてある。緊急輸送体制で

は、バスとか何かが行って災害時要援護者を迎えに行きますが、場所がわからないと、これが輸送できないということです。ですから、その辺を防災計画の中の避難計画で、主として規制する道路はどれか、分散させる道路はどれかというものと同様に方向づけをしていかないと、後手後手になるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

今のご質問なのですが、やはり避難ということになりますと、どこの地区の方が、どこに逃げるかという最終的なものになると思います。やみくもに逃げるということになりますと、道路の混乱とかいろいろあろうかと思しますので、県としては、今、契約を間近に控えているところなのですが、避難時間推計シミュレーションというのをやります。これは3月を目途に成果を出すのですが、どこの方が、どこに逃げるのが一番有効な避難手段なのか。これには、いろいろな想定も出てまいります。ですから、PAZの方が逃げることになると、その外側のUPZの方が動くことによってPAZの避難がおくれるとか、いろいろなケースを想定いたします。60ケースぐらいになろうかと思っておりますが、そういうことで避難時間の推計シミュレーションをやった結果を見ながら、有効な避難というのは、どこの地区の方が避難をするには一番有効なのはどういう方向かというのを出して、当然、県も広報しますし、市町村さんのほうもご協力をお願いしなければなりません。そういう形で、避難というのは進んでいくと思っています。

あと、広報の、特に災害要援護者に関する情報なのですが、これについては施設の状況についても、私どもは確かによくわかります。それ以外の各市町村の個々の方々の情報についてのところまでは我々も把握はしておりません。やはり、その部分については十分な市町村との連携が必要になってまいりますので、ここについては、十分な連携体制を敷きながら計画をつくるというのが前提かと思っています。

#### ○村上委員

今の話、避難と要援護者の保護といいますか避難といいますか、その点は基本的には自治体が、市町村が考えていくことが必要だろうと思うし、その点で調整はするというのは県のほうで調整してもらいたいと思っておりますが、そういう点では、すべてが県に任せるということではなくて、市町村のほうにも、その点は県からもきっちりと言って、県と市町村が双方で検討していくことが必要だと思っていますので、県は知らないよということでも私は構わないけれども、東海村だから、PAZだから、すぐに自分でやらなければならないと思っていますが、しかし、その点では県の広域的なそういう観点からのものが欲しいと思っていますし、また、県としましても、すべて県に依存されては困ること、おのおの地域の実情ということで、その点ひとつご指導といいますか、ご理解しておいていただきたいと思っております。

#### ○藤城委員長

ありがとうございます。その辺、役割分担というのは非常に大事だと思っておりますので、ぜひ、これからの計画に生かして行ってほしいと思っております。

ほかに、どうでしょうか。

では、三木委員どうぞ。

○三木委員

2つ質問をさせていただきます。

1つは、複合災害を想定されているということですが、先ほどの東日本大震災の折に家屋の倒壊、あるいは津波による被害などがありますが、まさに首都直下地震が起きた場合など大震災に対する対応と今後の複合災害への対応について

もう一つは、広域な応援体制ということで自衛隊への派遣要請とありますが、具体的に原子力災害対策において、どういうことを想定されるのかということ、モニタリングを行って、広域避難になった場合に、広域避難する上での輸送支援をしてくださいということであれば、やはり、中央との調整が必要となってくると思います。

○藤城委員長

では、よろしくをお願いします。

○事務局

1つ目の複合災害時の対応ですが、地震、あるいは津波によって影響を受けるであろう、例えばインフラとか通信などもあるかもしれません。そういうものに対して多重化であるとか、あるいは道路の損壊時の対応とか、いろいろなものを想定して万全な対応をとるという方向性は示していきたいと思っております。

それから、広域の応援体制なのですが、今おっしゃられたように、避難時の応援とか、あるいは除染とか、いろいろな場面があるのだと思うのです。そういうようなものを個別に見ながら、どこに連絡をすればいいのかというのは、今後、自衛隊さんと調整をして窓口を明確に防災計画の中でやる。どこを見て、どうやっていいかわからないではまずいで場面を考えながら連絡先とか手順というものは調整をしていきたいと思っております。

○藤城委員長

ほかにいかがでしょうか。今こちらで、福長委員。

○福長委員

原子力災害の場合の複合災害を考えますと、地震や津波といった自然災害と原発内部の例えば全交流電源喪失ですとか、そういうものが組み合わさって起きるのが複合災害という理解の仕方をしております。複合災害による原発の過酷事故、シビアアクシデントを想定されておられるのでしょうか。

○事務局

今回、地域防災計画を改定する一つの前提としては、やはり福島事故が当然あるわけです。福島事故というのは、先生おっしゃるように地震、それから津波、そこから全電源が喪失して、ああいう事故に至ったということです。当然、我々も、そこまで考えて防災計画を考えなければいけないとは思っております。したがって、例えば東海第二発電所においても、全交流電源が喪失された、あるいは、さらには自家発電も喪失されたといったこ

とも想定しながら防災計画をつくらなければいけないだろうとは認識しております。

したがって、そういう意味では、複合災害というのは、地震、津波、あるいは、もちろんそのほかの災害もございますが、そういったものがあって、そして原子力施設において災害が発生する。それが、さらにシビアアクシデントに至るということも見据えて考えなければいけないのだろうと我々は思っておりますが、その辺について、今後それを技術的な部分も含めてどう対応していくのか、そこは、この部会でいろいろご意見いただければありがたいとは思っております。

○藤城委員長

ありがとうございました。

○福長委員

それに当たって、例えば電力事業者からデータが出るとか、例えば津波に対する想定の基本的数据が出るということはあるのでしょうか。

○事務局

具体的に申し上げますと、東海第二発電所を持っている日本原子力発電がございますが、日本原子力発電のほうでも、現在、今後想定される津波の評価とか作業を進めているようでございます。例の、もうなくなりましたが政府の原子力保安院にも、8月31日にストレステストを提出いたしました。その際にも、暫定的ではありますが、想定する津波の高さといったものも向こうの会社でも検討しているようです。

今後、原子力規制委員会のほうで新たな安全基準を現在検討しているようで、来年出てくると聞いておりますが、そういった中で、津波の評価もどのようにしていくのかということも考えが出てくるようですから、それらにあわせて事業者のほうも再検討すると聞いております。そういったデータが出れば、当然こちらの部会にもお出しをしてご議論いただければありがたいと思っております。

○藤城委員長

ありがとうございました。これは、最初、どれぐらいの放射性物質の放出を考えるかということ、かなりつながるところがあるかと思いますが、いろいろな事業者のほうでは福島事故を受けてのいろいろな対策が進められているとは思いますが、さらにそれを上回る、ある想定をして、それに対して備えるというのが防災でありますから、その辺は事業者の情報提供というのは非常に大事な話にこれからもなってくるはずだと思います。その辺は、これからも、ぜひ事業者とのコミュニケーションもかなり図るような努力をされて、情報を得て、必要に応じてはこの場を出していただいて議論をするということも含めて、今後検討をお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。ほかに。

今のところ、これからの検討方向として、大きくは今のご説明いただいたところを基本的な方向として進めていくというところで、加えてというのでいろいろご意見があったわけでございますが、では、土屋委員どうぞ。

## ○土屋委員

想定とか計画もいいのですが、今回の事象を考えると、想定していた以上のことが起きたり、予定していたことができなかつたりということがあるので、想定を超えたとか、計画していたことが行えないという事態も考えていただければと思うのです。

例えば道路の話がありましたが、福島の場合、地震で道路が被害を受けて、避難道路として予定していたところが使えないということで、行政の方が事前に調査をしないと住民の方たちを避難先に誘導していくこともできなかつたということがあるので、準備は大事なのですが、それ以上のことが起こる可能性を考えて、そうなった場合にどうするのかということも、ぜひ考えていただければと思います。

それから、10条以前の警戒状態でも災害対策本部などの立ち上げをやっていくというのは、とてもいいことだと思うのです。東海・大洗原子力検査事務所にお話を聞いたときに、去年の3.11のときは、夕方の段階でオフサイトを立ち上げないという判断をされておられて、県と協議をしたと先方はおっしゃっていますが、その後で原電さんは海水ポンプがとまったりしておりますので、住民の人たちは、それを聞いたときに、今後何が起こるかわからない状態で、立ち上げないということを決めること自体にすごく不安を感じていましたから、その立ち上げの判断基準というのを、ぜひしっかり議論していただくということと、原子力発電所がトラブルを起こしていなくても、大きな自然災害のときは何が起こるかわからないので、中越沖のときの教訓も踏まえて、原子力災害以外でも、きちんと立ち上げて、しばらく警戒していただくという仕組みをつくっていただくと、住民の方々も非常に安心なのではないかと思えます。

それから、情報伝達のところでエリアメールなどはとてもいいことだと思いますし、最新の技術をいろいろ組み合わせてくださいればいいと思うのですが、ぜひ考えていただきたいのが、移動中の方とか、あるいは日本語がわからない方たちにどうするのかということです。臨界事故のときに、こういう方たちへの情報伝達がほとんどできなかつたというものがありますので、いろいろな方法、ツールを駆使して、ありとあらゆるところで情報が得られるように考えていただくというのが大事かと思えます。

それから、福島で避難が非常に難しかった病院とか介護施設があつて、お話を聞くと、やはり規模が大きいのです。規模が大きいと、幾ら自衛隊さんが頑張ってくださいっても、相当時間もかかりますし、重傷者がいらつしゃると大変だと思うのです。そういう意味では、ある意味、適正規模を考えていただくとか、あと、規制庁のほうでは一時退避ができる施設というので、実はそういう、しばらく避難しないで事態がおさまるのを待つような場所も確保しようというお考えだと伺ったのですが、ぜひ何が何でも避難するのではなく、移動によってリスクが高くなる方々もおられるので、そういう観点でも、きめ細かく市町村とお話をされながら計画づくりを進めていただければと思います。

済みません、たくさん申し上げました。

○藤城委員長

ありがとうございました。

今、土屋委員のいろいろなご経験をベースにしたサジェスチョンをいろいろいただいたと思うのですが、何かご意見があれば。

○事務局

委員から、今5つほどいろいろな課題のご指摘をいただきました。

例えば、道路が使えなかった場合はどうするのか考えるべきだとか、あるいはオフサイトセンターの立ち上げの基準とかございました。いずれも、今後、整理しなければいけない課題だと我々も認識しております。今すぐお答えすることは難しいのですが、もう少し課題の論点整理をいたしまして、この部会にもご提供をいたしまして、ご意見いただきながら計画の中に反映すべきは反映していくというスタンスで臨んでいきたいと思っております。よろしくご意見いただきたいと思っております。

○村上委員

前に参加していないので申しわけありませんが、確認をさせていただきたいと思うのですが、資料2-1の今後の改定において見直す事項と、2番目の見直しの方向性、第1章総則見直し事項として、①所在関係周辺市町村等の範囲ということで、重点的に実施すべき区域の範囲としてPAZ、UPZとカンマとしてありますが、これはPAZ、UPZ、この中に太い2本の線が引かれていると理解してよろしいのかなと思っておりますし、そのほか、PAZ、UPZオンリーではなくて、プラス、その他周辺地域というのもございますよね。そのあたりの3つの区域とお考えなのかなと思っておりますが、確認しておきたいと思っております。

それから、その次の計画における対応として、先ほども話がありましたが、福島原発事故を考えると、複合災害というのがどうしても頭に先に行きますが、過酷事故、これは単独事故の場合もあり得るわけだし、それから、それが複合災害、原因が地震とか津波ということでの複合災害というものもあるでしょうし、また、それと、このあたりにも太い線が引かれているというふうに、過酷事故と複合災害というのは、そういう理解でよろしいのかなと思うのですが、確認しておきたいと思っております。

○藤城委員長

その辺、いかがでしょうか。

○事務局

まず、1つ目のPAZとUPZの考えなのですが、エリアを国はIAEAの基準をとって設定をさせていただきます。そういうことで、そのエリアが1段階、2段階とあります。その外側というのは。

○村上委員

要は、別々だろうと私は言っているのです。PAZ、UPZというのがあって、それを一緒くたにして、関係市町村の範囲ではなくて、そのあたりは性格が違って来ようとする

ということです。とにかく周辺もまた違うだろうと。

○藤城委員長

そうです。おっしゃるとおりです。今のご意見は、UPZに対する対策、対応、それからPAZ、その周辺、それぞれ違った形で計画を考えていかないといけないというご指摘。

○事務局

そうなると思います。それは、そのとおりでございます。

○村上委員

ということで理解してよろしいですね。

また、これから福島原発事故という前提になると、議論が最後はおかしくなってきます。

○事務局

わかりました。

○藤城委員長

その辺も大事で、先ほどの警戒体制のところもちゃんと見なさいよというのと共通したところだと思いますが、いろいろきめ細かく見てくださいというご意見だと思います。

それでは、一応この改定の中身についての方向性の議論は終わったのですが、全体を通じて、今、村上村長からも確認はあったところではあります、何かありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○野村委員

資料2-1は今回の改定について全体にわたっての、改定のポイントだと思いますが、これについては、こういうのでよろしいのではないかと思います。

ただ、私が聞いておきたいのは、これはこれとして地域防災計画を、これからきちっとしたものを体系的におつくりになるというのは大事なのですが、今現在も茨城県内に原子力施設はあって、運転している施設もございます。そういった意味で、地域の範囲は、今度、地域防災計画で変わりますが、そこにいろいろなものが、モニタリング施設とか通信設備といったものがあるわけですが、こういったものは、先ほどの話の複合災害ではないですが、いつ何時そういう大きな地震とかそういうのがあるかわからないわけで、こういった待ったなしのものについては、対策をしておく必要があります。地域防災計画は体系的に整備するのはもちろん大事なのですが、そういったものの整備には時間がかかりますから、恐らく手を打っておられると思いますが、例えば通信設備とかモニタリング設備の頑強性、あるいは多重性、多様性を確保するとか、こういう計画をつくるのと並行して進めておかないといけないと思います。これは、この話とは別の話になるかもしれませんが、大事なことかと思いますが、どうなっているのかお聞きしたいのです。

○事務局

今おっしゃられたモニタリングの設備等の対応なのですが、震災以降、やはり強化することが必要だろうと。実は茨城県としては、こういった計画の検討部会のほかに、放射線モニタリングの監視委員会というのを別途設けていまして、そこでいろいろご議論いただ

いています。先だって開いたときにも、やはりモニタリングポスト、あるいは局舎の電源の問題、例えば、震災のときに電源が途絶えてデータの観測が一時できなかった状態に陥りました。そういったことのないようにしてほしいという意見をいただきました。

現在、我々といたしましても、そういったご意見を踏まえて、どういった形でバックアップ電源をとっていくのか今検討しております、年度内には一定の方向を出していきたいと、今検討を進めているところでございます。

それから、電源のほかにも、モニタリングポストそのものを、今回非常に広域的な事故になったわけですから、従来、東海・大洗地区を中心に41局ほどポストを設けていたわけですが、さらにもうちょっと広げて、年度末にはトータルで102のモニタリングポストを整備する方向で今作業を進めております。

ということで、やはり防災に大いに絡むこういったハードの整備も進めているところでございます。これについては、また別途、次回のときにでも、ある程度、状況報告できればとは思いますが。

○野村委員

ありがとうございました。

もう一点なのですが、今ハード面の話をされましたですね。それと、もう一つ、そういうものの専門的にメンテナンスをして、扱える人たちの養成、育成も時間がかかります。そういった意味で、今からそういう業務に関係するような方々をできるだけ、養成、育成する、そういうことにも手を打っておかれるのがよろしいのではないかと思います。これはコメントです。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。いろいろ大事な点をご指摘いただいたと思います。